

令和2年 5月26日

市外の保育所等を利用している
お子様の保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局
子育て推進部 保育対策課

利用状況届（利用継続手続き）について

本市では、認可保育所等を利用している方の利用継続の手続きとして、子ども・子育て支援法第22条に基づき、年1回、保護者の保育の必要性を確認するため、「利用状況届」の提出を求めています。

つきましては、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

1 提出が必要となる方

新型コロナウイルス感染症対策の状況を考慮し、令和2年度に限り、「世帯状況・保育を必要とする事由等」に変更があった方のみ対象とします。

川崎市内に在住し、令和元年度（令和2年3月以前）から引き続き、保育所等に入所されている方 ※令和2年4月新規入所（転園含む）の方は提出不要です。

2 利用継続手続きに必要な書類等（川崎市ホームページからダウンロード可能です。）

① 利用状況届（保護者の方に御記入いただきます。）

② 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由により書類が異なります。雇用主等に記入を依頼していただくものもあります。※保育を必要とする事由は、本市発行の支給認定証または教育・保育給付認定決定通知書に記載しています。

| 保護者の方の 保育を必要とする事由 | 必要な提出書類等 |
|----------------------|--|
| 就労 | ・就労証明書（令和2年4月1日以降に雇用主が証明したもの） ※今回の届出についてのみ、雇用主の会社印等は省略可とします。 |
| 就労（自営） | ・就労状況申告書（令和2年4月1日以降のもの） ・自営の証明書類（写し）（直近の確定申告書（写し）、営業許可証（写し）、開業届（写し）等） |
| 疾病・負傷等 | ・疾病・障害状況申告書、診断書 |
| 心身障害 | ・疾病・障害状況申告書、障害者手帳（写し） ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。 |
| 介護 | ・介護状況申告書 ・要介護者の診断書、障害者手帳（写し）、介護保険証（写し）のいずれか |
| 就学 | ・在学証明書（令和2年4月1日以降のもの） ・時間割、スケジュール表のいずれか |
| 求職活動中 | なし（区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーションに相談してください。） |
| 妊娠・出産 （就労中の方は除く） | ・母子健康手帳（写し） ※出産予定日の確認できるページの写し |

裏面に続く

3 提出期限、提出先

※複数のお子様が入所されている場合は、世帯で1部のみ御提出ください。

令和2年 7月6日(月) まで

川崎市こども未来局保育対策課利用状況届担当宛て郵送してください。

なお、締切後の提出については、お住まいの区の区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当まで御提出ください。

<送付先>

川崎市こども未来局保育対策課
〒210-8570 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市こども未来局保育対策課 利用状況届 担当

【問い合わせ先】

| | |
|---|------------------|
| 川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒210-8570 川崎区東田町8 | TEL：044-201-3219 |
| 大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1 | TEL：044-271-0150 |
| 田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7 | TEL：044-322-1999 |
| 幸区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1 | TEL：044-556-6688 |
| 中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒211-8570 中原区小杉町 3-245 | TEL：044-744-3263 |
| 高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒213-8570 高津区下作延 2-8-1 | TEL：044-861-3250 |
| 宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5 | TEL：044-856-3258 |
| 多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒214-8570 多摩区登戸 1775-1 | TEL：044-935-3297 |
| 麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1 | TEL：044-965-5158 |
| こども未来局 子育て推進部 保育対策課 | TEL：044-200-3727 |